

2018年4月2日

NHK 会長 上田良一様

「安倍晋三・内閣総理大臣および規制改革推進会議あて

『放送法 4 条の撤廃』発議への反対態度表明」を要望する
申し入れ

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 醍醐 聰 湯山哲守

本日、安倍晋三・内閣総理大臣および規制改革推進会議あてに別添の「申し入れ」を行いました。貴職におかれても、日本の放送事業にとって見過ごすことのできない重大な事態である標記の問題についての態度表明を要望します。

報道によれば、規制改革推進会議が「放送番組の『政治的公平』などを定めた放送法 4 条を撤廃し、テレビやラジオなどの放送事業と、インターネットなどの通信事業で異なる規制を一本化する方向で案を取りまとめ、6 月にも安倍晋三首相に答申し、内閣府は早ければ今秋の臨時国会に法案を提出し、2020 年以降に施行する方針」とのことです（「毎日新聞」3 月 29 日付）。

放送法 4 条第 1 項は、放送事業者に番組作りの原則として、①公序良俗、②政治的公平、③正確な報道、④多角的な論点の提示の 4 項目を求めています。改革案ではこの 4 条 1 項の撤廃に加えて、娯楽や教養、報道など番組内容のバランスを取ることを求める「番組調和原則」、放送局への外資の出資比率を制限する「外資規制」など、放送事業特有の規制を撤廃するとしています。この結果、通信事業者と同様に、番組内容に関する基準が事実上なくなることとなります。ただし、NHK については規制を維持しつつ「番組の常時同時配信も認める」との方向ということです。明らかに放送法の枠内で、NHK と共に日本の「放送 2 元」体制を支えてきた「民放」の「解体」に道を開き、NHK へは政権からの干渉の口実を一層温存させる狙いがあると思われます。

この案は、一見テレビとインターネット通信の「融合」の時代を迎え、映像配信が可能になった「自由な」インターネット通信に「放送法」の規制が、枷をはめているという認識の下に、急成長するネット動画配信市場をサポートしているように見えます。しかし、「改革」の核心は放送法第 4 条の撤廃です。同条第 1

項の 4 号をめぐっては、政権側が特に、②「政治的公平性」の欠如を理由に放送局に圧力をかける根拠として乱用してきた歴史があることから、同号は「政権批判を自粛させる」側面があるとして放送界から撤廃を要求する意見もありました。国際的にも日本のメディアの萎縮の原因になっているとしてその撤廃を「勧告」されもしています。

しかし、「政治的公平性」は権力を握る「政権」への批判をためらわせる根拠にはなりません。報道が権力批判を行うのは歴史的にも当然のことです。求められているのは報道すべき課題の選択をめぐる「質的公平さ」であって、④の「多角的論点報道」と通底するものです。そして「撤廃」によって懸念されるのが、③の「事実報道」です。インターネット上では、「フェイク（偽）ニュース」が溢れています。世界的にも「選挙」などで、重大な影響をもたらしました。「撤廃」すれば、政治的問題でも、規制がないインターネットの世界と同様のフェイクニュースが「放送界」に広がる可能性があります。

6 月にも答申を出す政府の規制改革推進会議での議論の進め方はあまりに拙速です。議論の方向性も産業政策的視点に偏り、言論報道機関としての公共的役割の考慮が欠落しています。「テレビ離れ」を過剰に先取りし、「放送の通信への融合」を強制することに断固反対です。

日本民間放送連盟では、井上弘会長が「反対」姿勢を明らかにし、日本テレビの大久保好男社長が「民放事業者が不要だと言っているのに等しく、容認できない。強く反対したい」と述べるなど、強い反対の声が上がっています。放送制度のあり方は関係機関、メディア専門家、国民に開かれた透明な場で熟議していくべきだと考えます。

以上述べてきた事情によって、戦後、放送 2 現体制で行われてきた放送事業を規定してきた「放送法」の基本原則が重大な変更を強いられようとしています。特に、放送法第 1 条と第 3 条によって規律される「放送の不偏不党、真実及び自律の保障」「放送による表現の自由」の確保等々は、具体的には放送事業者が遂行する 4 条第 1 項の各号の営為によって支えられています。「4 条撤廃」によって民放がインターネット産業の一部に劣化してしまうならば、NHK が一人政府の矢面に立ち、政府支配を受けることとなります。「NHK1 強」の道は、政府による放送支配の道につながります。ぜひ、貴職が健全な日本の放送事業を守るために NHK として、毅然とした態度表明を行うことを要望するものです。